

国立大学法人埼玉大学不動産貸付事務取扱細則

〔平成16年4月1日〕
規則第144号
改正 平成18.4.1 18規則81
平成20.3.1 19規則98

(趣旨)

第1条 本学における不動産の貸し付けについては、国立大学法人埼玉大学不動産管理規則(以下「不動産管理規則」という。)その他別に定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。

(長期貸付)

第2条 不動産管理規則第16条に規定する、本学の事務又は事業に支障がないと認める長期貸付ができるときは、次の各号の一に該当する場合とし、原則として当該事業年度を限度として貸し付けることができる。

- (1) 教職員の福利厚生のため、食堂その他教職員が直接利用するための施設に供するとき。
- (2) 学生及び教職員の福利厚生のため、食堂、売店、理髪店、その他学生及び教職員が直接利用するための施設に供するとき。
- (3) 電柱、公衆電話又は信号機など、使用目的が公共性の高い用途に供するとき
- (4) 水道又はガス等公益事業の用に供するとき。
- (5) 技術移転機関(TLO)が、その事業の用に供するとき。
- (6) 本学の事務又は事業の普及若しくは宣伝の用に供するとき。
- (7) 本学との契約に係る工事、清掃又は警備等の役務の提供者に、当該業務の遂行に必要な施設を供するとき。
- (8) 国の法令等に基づき、貸し付けに供するとき。
- (9) その他学長が必要と認めるとき。

(一時貸付)

第3条 不動産管理規則第16条に規定する、本学の事務又は事業に支障がないと認める一時貸付ができるときは、次の各号の一に該当する場合とし、原則として30日を限度として貸し付けることができる。

- (1) 試験又は講習等で適当と認めるものについて、その実施会場の用に供するとき。
- (2) 試合又は競技会等で適当と認めるものについて、その実施会場の用に供するとき。
- (3) その他学長が適当と認めるとき。

(貸付料の算定)

第4条 貸付料の算定については、当分の間、大蔵省管財局長通知藏管第1号（昭和33年1月7日）を準用するものとする。

2 貸付料においては、電気、ガス及び水道料その他使用に係る実費分を加算して算定することができる。

3 前2項にかかわらず、使用形態が特別な場合の貸付料については、学長が別に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則81）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20.3.1 19規則98）

この細則は、平成20年3月1日から施行する。